



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



皆さまいかがお過ごしでしょうか。7月に入り、梅雨の晴れ間がちらほら、暑い日が増えてきました。近々梅雨明けの予想もされていますが、昨日、もしかしてこれは蝉の鳴き声？と思う瞬間がありました。近いうちに本格的な夏の到来になりそうですね。

★お知らせ★

～夏季休業のお知らせ～

誠に勝手ではございますが、以下の期間夏季休業とさせていただきます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

8月11日（祝）～8月15日（火）

## ★7月のお仕事カレンダー



7/10

- 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 納期特例の適用を受けている源泉所得税（1～6月分）の納付期限
- 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限
- 労働保険の年度更新手続きの締切日

7/31

- 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付期限
- 5月決算法人の確定申告と納税・11月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 8月・11月・2月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 労働者死傷病（休業4日未満）報告（4～6月分）の提出期限

## ★重要事務手続き★



～年に一度の定例事務が必要です～

- 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届  
7月1日現在の健康保険・厚生年金保険の加入者について、4月から6月に支払われた報酬月額を提出します。7月10日が期限です。

## 令和5年 社会保険 改正情報

令和5年に変更になった社会保険の制度内容について、加入者・事業主様に関係のある内容をピックアップしました。

### ● 出産育児一時金が42万円から50万円に増額（令和5年4月）

出産育児一時金の支給額が、令和5年4月1日以降、子供一人当たり42万円から50万円に引き上げられました。近年出産費用が増加している状況に対応するもので、3年後をめどに金額が再検討される予定です。

### ● 健康保険証のオンライン資格確認が義務化（令和5年4月）

令和5年4月1日から、原則として医療機関・薬局への健康保険証のオンライン資格確認の導入が義務化されました。医療機関等の窓口で健康保険証を提示すると、オンライン資格確認のシステムへ入力され、その場で資格情報の取得・確認が行われます。この制度を導入するメリットとしては、**・レセプト返戻の減少** **・災害時における適切な医療の提供** **・高額療養費で患者は窓口への書類提出が不要になる** ことが挙げられています。

### ● 現行の健康保険証の廃止、マイナ保険証一体化へ（令和6年秋）

政府は、現在使われている健康保険証を令和6年の秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化した形に切り替える方針です。運転免許証と一体化する時期も、当初予定の令和6年度末からの前倒しを目指す方向です。廃止の時期が来てもマイナンバーカードを取得していない人に対しては、取得促進の働きかけを進めると同時に、有効期間を定めた資格確認書の発行により対応しますが、カードの切り替えのメリットとしては、税金の確定申告や保育所等の入所申請、児童手当などその他さまざまな手続きがオンラインで行えるようになり、行政手続きの利便性が高まるとされています。

### ● 在職老齢年金の支給停止調整額は48万円に（令和5年4月）

在職老齢年金は、賃金（賞与込みの月収）と年金の合計額が支給停止調整額を上回る場合に、上回った金額の2分の1を支給停止する仕組みです。これが、48万円に変更されました。

### ● 年金機構のオンライン事業所年金情報サービスがスタート（令和5年1月）

事業主が、毎月の社会保険料額や各種決定通知書を電子データで受け取れる「オンライン事業所年金情報サービス」が令和5年1月より開始されました。このサービスを利用すると、例えば毎月の社会保険料見込み額が納入告知書の到着前に確認できるようになるなど、これまでよりも早く社会保険料に関する情報や決定通知書を受け取ることができます。一度申し込みを行えば、定期的にオンラインで送られてくるため、電話等でその都度依頼する必要がなくなります。

\*マイナンバーも安心！  
弊所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

